

# b-Smileサポートforらくうるカート サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約)

この利用規約（以下、「本規約」とします。）は、大阪商工会議所（以下、「本所」とします。）が提供する「b-Smileサポートforらくうるカート」（以下、「本サービス」とします。）の利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）一切に対して適用します。また、本サービスの利用に関して、本規約及び本規約の会規約又はガイドライン等を定めることがあり、これらは本規約の一部として利用者による本サービスの利用に適用されるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

1. 「利用者」とは、本サービスの利用を申し込み、本所が承諾した者をいいます。
2. 「購入者」とは、ヤマト運輸株式会社が提供するASPショッピングカートサービス「らくうるカート」（以下、「らくうるカート」とします。）のシステムを通じて、利用者に商品の注文行為を行う者をいいます。
3. 「利用者ID」とは、ヤマト運輸株式会社が、利用者に対して発行する、サーバーへのアクセス認証に使用する識別記号のことをいいます。
4. 「パスワード」とは、前項の利用者IDの確認の際に必要なサーバーへアクセス認証に仕様する識別記号のことをいいます。
5. 「利用開始日」とは、本所が利用者に対し、本サービスの提供開始を通知した日をいいます。

### 第3条 (サービスの内容)

本所は、利用者に対して、以下の各号に定める「らくうるカート」に関する操作方法のサポートサービスを提供するものとします。

- (1) 「らくうるカート」に関する利用方法に関する案内・問い合わせ対応業務
- (2) 本所で利用していたb-SmileShopからの移行支援・補助
- (3) b-SmileShopのURL(過去、利用者が本所経由で取得したものに限り)継続に関する管理業務
- (4) その他本所が付随して提供するサービス

### 第4条 (本規約の変更)

1. 本所は、利用者の了承を得ることなく、いつでもこの本規約を変更することができるものとします。
2. 変更後の本規約については、本所が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。
3. 本規約を変更した場合には、利用者に対して、本所のサイトその他適当な方法において変更後の本規約の内容を公表するものとし、当該公表後、利用者が本サービスを利用したときには、当該利用者は本規約の変更に同意したものとみなされます。

### 第5条 (届出事項の変更)

1. 利用者は、氏名、住所、電話番号、商号その他本所若しくは本所にザビジネスモール団体として登録している事業者団体に申告している情報の全部又は一部に変更が生じた場合、本所が別途指定する方法により、ただちに登録内容を変更するものとします。
2. 本所は、利用者が前項に従って登録内容を変更しなかったことに起因又は関連して、利用者が被った損害について責任を負わないものとします。

## 第2章 利用者

## 第6条（利用申請）

1. 本所、若しくは本所にザビジネスモール団体として登録している事業者団体に所属する事業者のうち、本サービスを利用することを希望する利用者（以下、「申請者」といいます。）は、本規約に同意した上で、本所が別途定める方法に従い、本所が別途求める届出事項を入力して、本サービスの利用申請を行うものとし、利用者の選択に応じて登録にあたり生じる第9条の利用料の入金確認が取れ、かつ、本所がこれを承諾した場合に本サービスを利用できるものとします。
2. 申請者は、未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかに該当する場合には、法定代理人によって入力されていない、若しくは法定代理人の事前の同意を得ていなかった場合は、前項に定める利用申請ができないものとします。
3. 本所は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、第1項に定める利用申請を承諾しないことがあります。
  - （1）届出事項、その他の申告内容に虚偽があったとき
  - （2）過去に本所、若しくは、本所にザビジネスモール団体として登録している事業者団体との契約に違反したことがあるとき
  - （3）信用状況に問題があると本所が判断したとき
  - （4）本規約に違反があるとき又は違反のおそれがあるとき
  - （5）その他本所が不適切と判断したとき
4. 前項に基づき利用申請を承諾しない場合には、本所が別途定める方法に従い、申請者にその旨を通知します。ただし、本所が利用申請を承諾しない理由は開示しないものとします。
5. 本所は、第1項に基づき、利用申請を受け、申請者の利用を承諾した場合には、遅滞なく利用者に対して、本所から利用開始日を通知するものとします。

## 第7条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間の満了前の1か月前までに、利用者から終了の意思表示がない限り、同一条件で自動更新するものとします。
2. 本契約期間は、「らくうるカート」に関して、利用者とヤマト運輸株式会社間の利用契約が終了したときは本契約も終了するものとします。

## 第8条（設備等）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して本サービスに接続し、利用するものとします。
2. 利用者は、「らくうるカート」への登録手続完了後、本所に対し、本サービスの運用に必要な範囲で、「らくうるカート」を管理する権限を付与し、ヤマト運輸株式会社から付与された「らくうるカート」の利用者IDパスワードその他本所が必要とする情報一切を提供するものとします。
3. 本所は、利用者から受領した前項の情報を厳重に管理するものとします。ただし、本所は、本所の当該管理行為に関して重大な過失がない限り、利用者に対して法的責任を負いません。

## 第3章 料金等

### 第9条（利用料金）

1. 利用者は、本所に対し、本サービスの利用料金として、年額26,400円（消費税含む。以下、「利用料」という。）を本所が別途指定する日に支払うものとします。

但し、年度途中に加入した場合は、加入申込み月から当該年度（3月まで）の残月数に応じた月割りの金額を本所が別途指定する日に支払うものとします。

2. 利用者は、本所に対し、利用者が選択したプランに応じて、前項の利用料とは別に、ドメイン管理料を本所が別途指定する日に支払うものとします。
3. 前2項の料金は、本所が任意に変更出来るものとし、変更ある場合には、利用者へ本所から事前に連絡するものとします。

#### 第10条（本サービスの料金の支払い方法）

1. 前条の利用料金を、本所が別途定める決済方法で支払うものとします。
2. 利用期間の途中で本契約が終了したときは、事由の如何に関わらず、既に本所が受領した前条の利用料金一切を返金しません。

### 第4章 一般条項

#### 第11条（禁止行為）

利用者は、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれがあると本所が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 利用者が「らくうるカート」を利用していないことが判明した場合、又は、「らくうるカート」の利用が停止した場合
- (2) 利用者が本所の定める利用条件を有しない事が判明した場合
- (3) 利用者が実在しない事が判明した場合
- (4) 利用申込をした時点で、本規約の違反等により利用資格の停止処分中であり、又は過去に本規約の違反等で除名処分を受けたことがある事が判明した場合
- (5) 利用申込の際の申告事項に、虚偽の記載がある事が判明した場合
- (6) その者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、利用申込の際に法定代理人又は成年後見人、保佐人、補助人の同意等を得ていない事が判明した場合
- (7) 本サービスの遂行上又は技術上支障がある、又は支障が生じるおそれがあるとき
- (8) サービス利用料金の入金を確認できない場合
- (9) 本所若しくは、ザ・ビジネスモール登録団体を退会した場合
- (10) サービス利用にあたって本所所定の手続きをすみやかにおこなわないとき
- (11) 利用者が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続その他これらに類する状況に該当する場合、あるいは利用者の振り出しにかかる手形、小切手が不渡りになるなど信用状態が悪化したと本所が判断した場合
- (12) 利用者の吸収合併又は組織変更等による法人としての同一性の喪失、営業の全部譲渡されたとき
- (13) 利用者による本サービスに対する破壊行為、妨害行為ないしそれらの恐れがあるとき
- (14) 窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈収賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス等、利用者による本サービスの悪用ないし濫用が確認されたとき
- (15) その他、本所が不相当と判断したとき

#### 第12条（本サービスの内容等の変更）

1. 本所は、運営及び保守管理、改善、改良など必要があるときは、利用者に事前に通知することなく、本サービスの内容・名称を変更することがあります。

2. 前項の変更等によって利用者が何らかの損害を被ったとしても、本所は一切の責任を負いません。

#### 第13条（本サービスの一時的な中断・停止）

1. 本所は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断・停止することがあります。
  - (1) 利用者が第11条各号に該当したとき
  - (2) 本サービス用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
  - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (6) その他、運用上又は技術上本所が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 本所は、前項各号のいずれか、又はその他の事由により本サービスの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する利用者又は第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第14条（免責）

1. 本サービスの内容は、本所がその時点で提供可能なものとします。本所は、本サービスに利用され、あるいは提供されたデータや情報やサポート等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任をも負いません。
2. 利用者が、本サービスを利用に伴って、第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとします。
3. 本所による本サービスの提供における債務の内容は、善良の管理者の注意をもって、サービスの実現を図るものであり、全ての利用者の利用環境に応じて、その利用を保証するものではありません。
4. 本所は、利用者による本サービスの利用に関する過誤、管理不十分、又は第三者による不正使用等、本規約に定める義務を怠ったことにより、利用者又は第三者が損害を被ったとしても、本所の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
5. 本所は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止若しくは終了、その他本サービスの利用に関連して利用者又は第三者が損害を被ったとしても、本所の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
6. 利用者が、本サービスを利用することにより、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、当該利用者は自らの責任と費用において解決するとともに、本所に損害を与えないものとします。
7. 本所は本サービスに発生した不具合、エラー、障害等により本サービスが利用できないことによって引き起こされた損害について一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 第15条（本サービスの中止・廃止）

1. 本所は、事前通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止又は廃止することがあります。この場合において、本サービスの中止又は廃止の事前通知は、オンライン上で表示された時点で利用者に到達したものとみなします。
2. 前項の手続をとることで、中止又は廃止により損害が発生したとしても一切の責任を負いません。

#### 第16条（譲渡禁止等）

利用者は、本所の許可なく、利用者として有する地位を第三者に譲渡し、売買名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

## 第17条（解約）

利用者が本サービスの利用を解約する場合は、本サービスの利用解約をする月の2ヶ月前までに本所に連絡し、所定の方法で本所に届け出るものとします。

## 第18条（知的財産権）

1. 本サービスを通じて提供される著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む。以下、同じ。）その他の知的財産権は、全て本所に帰属するものとします。
2. 目的の如何を問わず、利用者による無断複製、無断転載その他の無断二次利用行為その他の国内外の著作権法を含む法令により禁止される行為が発見された場合、本所は直ちに法的措置をとるものとします。
3. 利用者は、本サービスを通じて本所に提供した著作権その他の権利については、本所が作成した利用者を識別できない形式に加工したうえで利用することについて許諾し、異議を述べないものとします。
4. 利用者は、本サービスを通じて本所に提供した著作権その他の権利に関し、第三者との間で、権利侵害等に関する紛争が生じた場合、自己の責任と費用において解決するとともに、本所に損害等を与えないものと、本所が損害を被った場合には賠償するものとします。

## 第19条（秘密保持）

1. 利用者は、本サービスの利用により知り得た本所の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、本所の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本サービスの利用のためにのみ利用するものとし、他の目的に利用してはならないものとします。ただし、利用者は、弁護士、会計士又は税理士その他法律に基づき守秘義務を負う者に対し、同様の義務を負わせることを条件に必要最小限の範囲に限って秘密情報を開示することができます。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。
  - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
  - (5) 本所から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

## 第20条（反社会勢力排除）

1. 利用者は、本所に対して、以下の各号の事項を確約するものとします。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、「反社会勢力」といいます。）ではないこと
  - (2) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、又は反社会勢力の利益に供するために本サービスを利用するものではないこと
  - (3) 自ら又は第三者を利用して、本所に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為や、偽計又は威力を用いて本所の業務を妨害し又は信用を毀損する行為を行わないこと

2. 本所は、利用者が前項に違反した場合、利用者は何らの通知又は催告なく、当該利用者との契約の解除及び登録の抹消その他本規約に定める措置を講じることができるものとします。
3. 本所は、前項の措置に起因又は関連して利用者が被った損害について責任を負わないものとします。また、当該利用者は、第1項に違反したことに起因又は関連して本所が被った損害を賠償するものとします。

#### 第21条（終了後の措置）

第5条第2項、第8条第3項、第10条第2項、第11条、第12条第2項、第13条第1項から第16条まで、第18条、第19条、第20条第2項及び第3項、第18条から第20条まで、本条、第23条、第24条の規定は、本契約が終了した後においても、有効に存続するものとします。

#### 第22条（協議解決）

本規約に記載の無い事項、及び本規約の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度当事者間において、誠意を持って協議の上解決します。

#### 第23条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスに関連して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条（準拠法）

この本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 附 則

1. この本規約は、令和6年5月22日から施行します。